

国土交通省令第八十四号

道路構造令の一部を改正する政令（平成十五年政令三百二十一号）の施行に伴い、道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条第二十一号及び第五条第一項の規定に基づき、道路構造令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十五年七月二十四日

国土交通大臣 林 寛子

道路構造令施行規則の一部を改正する省令

道路構造令施行規則（昭和四十六年建設省令第七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二条第十七号」を「第二条第二十一号」に改める。

第二条第四号中「屈折車線」を「付加追越車線、屈折車線」に改める。

附 則

この省令は、道路構造令の一部を改正する政令（平成十五年政令三百二十一号）の施行の日から施行する。